

## 農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）（拡充） ～集排汚泥資源の肥料利用拡大～

- 農業集落排水施設から発生する汚泥（集排汚泥資源）は従来から肥料利用を推進しており、約5割が農地還元されているが、近年、その割合は横ばいとなっている。
- 「みどりの食料システム戦略」、「食料安全保障強化政策大綱」、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」等を踏まえ、国内資源である集排汚泥資源の肥料利用を更に拡大し、肥料の国産化、化学肥料の使用量低減、窒素やりりん等の資源循環による持続可能な食料システムの確立を目指す必要がある。
- 集排汚泥資源の肥料利用拡大に向けては、資源循環施設の規模や処理形態、肥料利用の方法、利用促進方策等の技術的検討を十分に行い事業計画を作成することが重要である。
- このため、集排汚泥資源の農地還元を行っていない市町村内において農業集落排水施設の整備・更新を行うに当たり、集排汚泥資源の農地還元率100%を目標として定めて事業を実施する場合には、事業計画策定に係る支援を拡充する。

### 【拡充内容等】

農村整備事業のうち農業集落排水施設整備事業  
(調査計画策定の拡充)

#### <拡充内容>

施設の整備・更新に当たり、「集排汚泥資源の農地還元率100%を達成すること」を目標として定めた場合に、調査計画策定の補助率を「1/2」から「定額」に拡充し支援

#### <定額の対象となる要件>

- ① ハード整備の採択要件を満たす施設を対象としていること
- ② 集排汚泥資源の農地還元を行っていない市町村を事業計画区域としていること
- ③ 集排汚泥資源の農地還元率100%達成を目標とし、目標年度を設定すること（2030年度（令和12年度）までのいずれかの年度）
- ④ 事業計画書に上記「目標」及び「目標年度」を記載し、「目標年度」の翌年度に国へ達成状況を報告すること
- ⑤ 事業計画策定に当たり、地域の農業関係者等からの意見を十分に聴取すること

#### <採択期間>

令和6年度～令和9年度

#### <実施主体>

都道府県、市町村、土地改良区等

### 【支援イメージ】

#### 集排汚泥資源の肥料利用拡大に向けた事業計画策定への支援を拡充



事業計画策定に当たり、資源循環施設の規模、処理形態、地域で取得可能な副資材の有無、運搬方法、流通経路、費用対効果、安全確認方法などの技術的な検討や、地域住民への丁寧な説明を十分に実施。



#### 集排汚泥資源の肥料利用拡大に向けた整備等の推進

##### ■ 資源循環施設の導入・改良

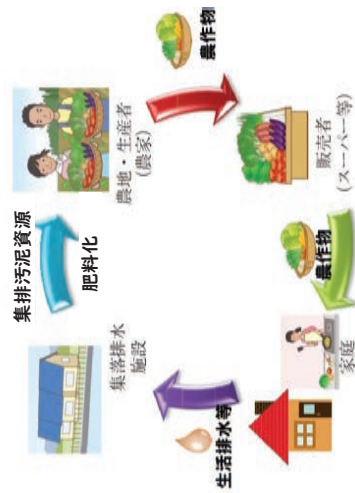


コンポスト施設



ペレット肥料

##### ■ 集排汚泥資源の肥料利用拡大



営農での利用

肥料の販売・配布

## 農村整備事業（地域資源活用施設整備事業）（拡充）

～農村地域におけるエネルギーの地産地消を推進～

- 再生可能エネルギーの開発、有効活用については、東日本大震災を背景とした電力不足、昨今の資源価格の高騰等を背景に、その重要性が増している。
- このため、「みどりの食料システム戦略」の方針を踏まえ、農村地域に存在する豊富な未利用エネルギーをフル活用すべく、電力供給対象施設である農業農村振興に資する施設に、スマート農業に資する農業用施設（畜舎、温室、農機具格納庫等）を追加する。

### 【拡充内容等】

農村整備事業のうち地域資源活用施設整備事業の拡充  
（発電電力の供給対象施設の追加）

#### ＜拡充内容＞

再生可能エネルギー発電施設で生み出した電力を  
スマート農業に資する農業用施設にも供給可能にする

#### ＜電力供給対象施設＞

（１）土地改良施設等であって土地改良区等が管理する施設

（２）農業農村振興に資する施設※

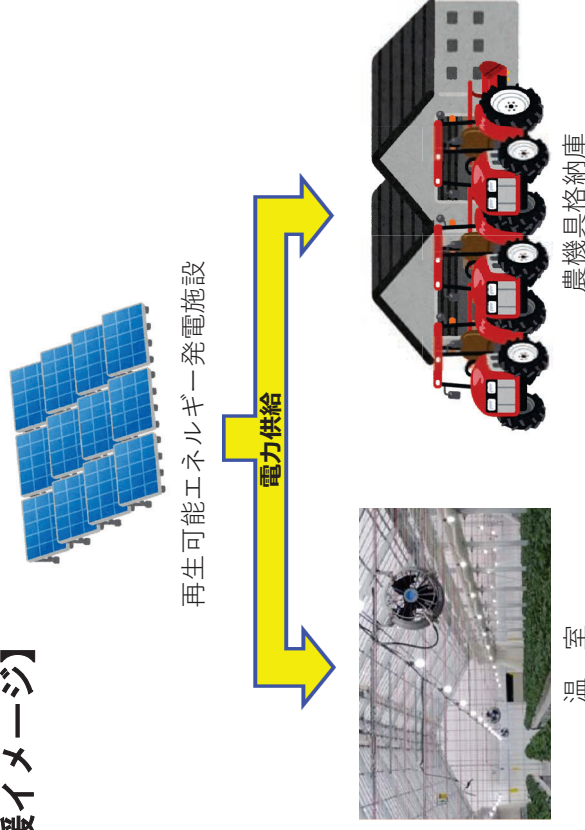
※ 処理加工施設、新規就農者等技術習得管理施設、地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業・農山漁村体験施設、自然環境等活用交流学習施設、農業用施設（畜舎、温室、農機具格納庫等）

#### ＜実施主体＞

都道府県、市町村、土地改良区等

※下線部は拡充内容

### 【支援イメージ】



### スマート農業に活用



電動トラクタ



ドローン  
（バッテリー駆動）



電動草刈りロボット



# 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業<公共>

【令和6年度予算概算決定額 5,843 (5,066) 百万円】

## <対策のポイント>

国土土地改良事業により造成された農業水利施設を効率的に活用し、長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、機能診断を始めとするストックマネジメントの取組を推進します。

## <事業目標>

農業水利施設の戦略的な保全管理

## <事業の内容>

**1. 機能保全計画策定事業**  
国営造成施設の機能診断（耐震診断を含む。）、機能保全計画の策定を行い、診断結果等の施設管理者への指導・助言を行います。

- ① 機能保全計画の策定等
- ② 施設管理者に対する指導・助言

**2. 技術高度化事業**  
機能の適切な保全に必要な技術を実地での実践を通して向上させ、ストックマネジメント技術の高度化を図ります。

- ① 事故等の要因調査
- ② 診断技術の適用と評価
- ③ 対策工法の適用と評価
- ④ リスク評価の実証調査

**3. 権利設定等事業**  
国営造成施設の保全に係る権利が取得されていない施設における当該権利の取得等を行います。

- ① 区分地上権等の権利の取得等のための調査及び測量
- ② 区分地上権等の権利の取得等及び登記

**4. 管理水準向上事業**  
施設管理者に対する技術的支援等を行い、管理水準の向上を図ります。

- ① 新技術習得のための専門家派遣、研修の実施
- ② 新技術の普及・啓発
- ③ 包括的民間委託の活用可能性に係る調査

※ 下線部は拡充内容

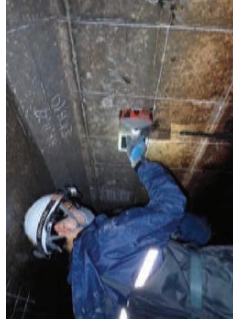
## <事業実施主体>

国（国費率：10/10）

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-3591-7073）

## <事業イメージ>

機能診断（耐震診断を含む）の実施や施設管理者への指導・助言



[ 水路の鉄筋探査状況 ]

現地での実践を通じたストックマネジメント技術の高度化



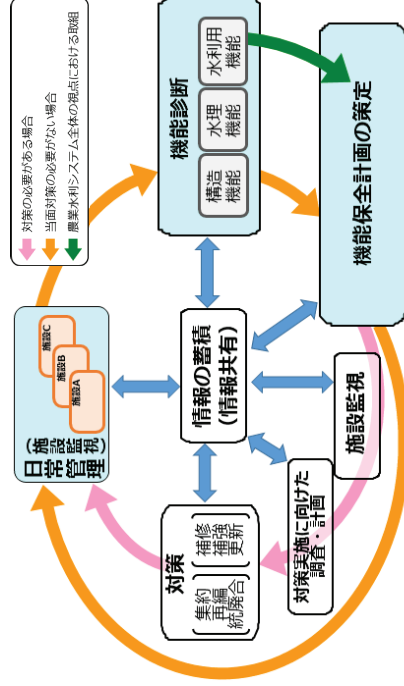
[ ポンプ設備を分解することなく、潤滑油採取による診断技術を確認 ]

権利の取得等のための調査及び測量



[ 土地境界を確認するための立会 ]

## <ストックマネジメントのサイクル>



新技術習得のための専門家派遣、研修の実施



[ UAV技術習得の研修 ]